

平成二十七年二月二十二日

青森県教育委員会第三百二回臨時会

期日 平成二十七年二月二十二日(日)
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一 開会

二 報告

報告第一号 議案に対する意見について 1

三 議案

議案第一号 青森県教育委員会と国立大学法人弘前大学との連携に関する協定について 2

議案第二号 青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員の
人事について (非公開の会議)

議案第三号 学校職員の人事について (非公開の会議)

議案第四号 学校職員の人事について (非公開の会議)

四 閉会

報告第一号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 一 平成二十七年年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）
- 二 青森県教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例案
- 三 特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 四 常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 五 青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例案
- 六 青森県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例案
- 七 青森県職員倫理条例の一部を改正する条例案
- 八 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 九 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 十 青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案
- 十一 青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 十二 青森県都市公園条例の一部を改正する条例案
- 十三 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例案

議案第一号

青森県教育委員会と国立大学法人弘前大学との連携に関する協定について

青森県教育委員会と国立大学法人弘前大学との連携に関する協定を次のとおり締結する。

青森県教育委員会と国立大学法人弘前大学との連携に関する協定書（案）

青森県教育委員会（以下「甲」という。）と国立大学法人弘前大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、社会の変化や多様化に対応できる幅広い視野と総合的な判断力を持ち、地域のニーズに応じた人材を育成するとともに、本県の学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）学校教育の充実・振興に関すること。
- （2）社会教育及びスポーツの振興に関すること。
- （3）文化・芸術活動、文化財の保護と活用に関すること。
- （4）その他双方が必要と認めること。

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定書の期限等）

第4条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれかから申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保持する。

平成27年 月 日

甲 青森県教育委員会教育長

乙 国立大学法人弘前大学長

国立大学法人弘前大学と青森県教育委員会との連携に関する協定書（案）

国立大学法人弘前大学（以下「甲」という。）と青森県教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、社会の変化や多様化に対応できる幅広い視野と総合的な判断力を持ち、地域のニーズに応じた人材を育成するとともに、本県の学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）学校教育の充実・振興に関すること。
- （2）社会教育及びスポーツの振興に関すること。
- （3）文化・芸術活動、文化財の保護と活用に関すること。
- （4）その他双方が必要と認めること。

2 連携・協力事項の具体化を図るために必要がある場合は、特定の事項に関する検討組織を設置することができる。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定書の期限等）

第4条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれかから申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保持する。

平成27年 月 日

甲 国立大学法人弘前大学長

乙 青森県教育委員会教育長